

# 【介護保険の申請からサービス利用まで】

太子町地域包括支援センターもしくは太子町役場高齢介護課に相談します

お達者健康チェックリストを受けます

要介護(要支援)認定をします

自立した生活が  
送れる人

生活機能の低下が  
見られた人

非該当の人

要支援1・2の人

要介護1~5の人

地域包括支援センター等と相談して、サービス事業を利用するためのケアプランを作成します

地域包括支援センターと介護予防ケアプラン(もしくはサービス事業を利用するためのケアプラン)を作成します。

居宅介護支援事業所とケアプランを作成します

介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

一般介護予防事業(65歳以上とその支援に関わるすべての方)が利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険の  
介護予防サービス  
が利用できます  
(住宅改修など)

介護保険の  
サービスが利用  
できます  
(介護サービス全般)